

不利益処分の内容	市営住宅の使用許可の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第 48 条		
担 当 課	建築住宅課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 9 年 4 月 1 日		
処 分 基 準 使用の許可を受けた者が条例第 48 条各号のいずれかに該当したときは、使用許可の取消しをするが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 社会福祉法人等が申請内容に反して市営住宅を使用するとき。 2 社会福祉法人等が使用の許可の条件に違反したとき。 3 社会福祉法人等が社会福祉事業を行わなくなったとき。 4 市営住宅適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。			

都市 7－3

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第 60 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
市営住宅を入居の目的で無断で使用し、又は転使用させた者に対する過料の賦課は、個別具体的に、当該行為を行った経過、故意又は悪意の有無、反省の有無その他の情状を総合的に判断して行う。			

都市 7－4

不利益処分の内容	入居の決定の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項		
担 当 課	建築住宅課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
入居決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続のうちいずれかをしないときは、入居の決定を取り消すものとする。			
(1) 独立の生計を営み、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人が連署する請書を提出すること。			
(2) 条例第 20 条の規定に基づき敷金を納付すること。			

不利益処分の内容	明渡しの日認定		
根拠法令及び条項	鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 15 条第 4 項		
担 当 課	建築住宅課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 29 条に規定する手続を経ないで、特定公共賃貸住宅を立ち退いたときは、実情を調査し、明渡しの日を認定する。			

不利益処分の内容	入居決定の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 30 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
次の各号のいずれかに該当する場合に、入居の決定を取り消し、住宅の明渡しを請求するものとする。			
(1) 不正の行為によって入居した場合			
(2) 家賃又は入居者負担額を 3 月以上滞納した場合			
(3) 特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意にき損した場合			
(4) 正当な理由によらないで引き続き 1 5 日以上特定公共賃貸住宅を使用しない場合			
(5) 条例第 23 条から第 28 条までの規定に違反した場合			

都市 7－7

不利益処分の内容	損害賠償金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 30 第 2 項		
担 当 課	建築住宅課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
条例第 30 条第 1 項の規定による明渡しの請求を受け、市長が指定する期日までに住宅を明け渡さなかった場合に、当該指定期日の翌日から明け渡した日までの家賃相当額の 2 倍に相当する額の損害賠償金を徴収する。			

都市 7－8

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第 41 条		
担 当 課	建築住宅課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 12 年 6 月 1 日		
処 分 基 準			
特定公共賃貸住宅を入居の目的で無断で使用し、又は転使用させた者に対する過料の賦課は、個別具体的に、当該行為を行った経過、故意又は悪意の有無、反省の有無その他の情状を総合的に判断して行う。			

不利益処分の内容	改良住宅等の入居の決定の取消し		
根拠法令及び条項	鳥取市改良住宅等の設置及び管理に関する条例第 16 条（鳥取市営住宅の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項準用）		
担 当 課	建築住宅課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
入居決定のあった日から 10 日以内に、次に掲げる手続のいずれかをしないときは、入居の決定を取り消すものとする。			
(1) 市内に住所を有し、独立の生計を営み、市長が保証能力を有すると認める連帯保証人が連署する請書に規則第 4 条第 2 項に定める書類を添付して提出すること。			
(2) 条例第 8 条の規定に基づき敷金を納付すること。			
変更日 平成 9 年 4 月 1 日			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市改良住宅等の設置及び管理に関する条例第 17 条第 1 項		
担 当 課	建築住宅課	処 分 権 者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
改良住宅等を入居の目的で無断で使用し、又は転使用させた者に対する過料の賦課は、個別具体的に、当該行為を行った経過、故意又は悪意の有無、反省の有無その他の情状を総合的に判断して行う。			
</			